

令和7年第4回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

議案第86号

教育委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市 [REDACTED]

氏 名 は 長 谷 弘 司

[REDACTED]

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

長谷弘司君を紀の川市教育委員会委員に任命するため。

議案第87号

公平委員会委員の選任について

下記の者を紀の川市公平委員会委員に選任したいから、紀の川市公平委員会設置条例（平成17年紀の川市条例第26号）第4条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市 [REDACTED]

氏 名 よし だ ひろむ
吉 田 弘

[REDACTED]

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

吉田弘君を紀の川市公平委員会委員に選任するため。

議案第88号

公平委員会委員の選任について

下記の者を紀の川市公平委員会委員に選任したいから、紀の川市公平委員会設置条例（平成17年紀の川市条例第26号）第4条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市 [REDACTED]

氏 名 植 田 範 矢
[REDACTED]

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

植田範矢君を紀の川市公平委員会委員に選任するため。

議案第89号

公平委員会委員の選任について

下記の者を紀の川市公平委員会委員に選任したいから、紀の川市公平委員会設置条例（平成17年紀の川市条例第26号）第4条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市 [REDACTED]

氏 名 た 田 むら 村 ひとし 均

[REDACTED]

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

田村均君を紀の川市公平委員会委員に選任するため。

議案第90号

監査委員の選任について

下記の者を紀の川市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市 [REDACTED]

氏 名 竹 村 廣 明
たけ むら ひろ あき
[REDACTED]

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

竹村廣明君を紀の川市監査委員に選任するため。

議案第91号

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

令和7年8月7日の人事院勧告に基づき、令和7年11月11日に閣議決定されたことについて関係条例の一部を改正するため。

紀の川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

(紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(通勤手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。）</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p>

改 正 前	改 正 後
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u>	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u>
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u>
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u>
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u>
(3) 略	(3) 略
3~6 略 (期末手当)	3~6 略 (期末手当)
第25条 略	第25条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u>	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合にお

改 正 前	改 正 後
<p>_____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と_____する。</p> <p>4・5 略 (勤勉手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>_____を乗じて得た</p>	<p>_____にては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4・5 略 (勤勉手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た</p>

改 正 前									改 正 後								
額の総額									額の総額								
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u>									(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額								
<u>を乗じて得た額の総額</u>									3～5 略								
別表第1 (第10条関係)									別表第1 (第10条関係)								
給料表(一)									給料表(一)								
(単位:円)									(単位:円)								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200		2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100		3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900		4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700		5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500		6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300		7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100		8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700		9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100

改 正 前								改 正 後									
	<u>12</u>	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>		<u>12</u>	<u>211,600</u>	<u>256,900</u>	<u>287,200</u>	<u>324,800</u>	<u>351,200</u>	<u>384,200</u>	<u>439,600</u>
	<u>13</u>	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>		<u>13</u>	<u>213,100</u>	<u>258,100</u>	<u>288,200</u>	<u>326,200</u>	<u>352,700</u>	<u>386,100</u>	<u>441,100</u>
	<u>14</u>	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>		<u>14</u>	<u>214,800</u>	<u>259,300</u>	<u>289,500</u>	<u>327,800</u>	<u>354,300</u>	<u>388,000</u>	<u>442,400</u>
	<u>15</u>	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>		<u>15</u>	<u>216,500</u>	<u>260,500</u>	<u>290,800</u>	<u>329,400</u>	<u>355,900</u>	<u>389,900</u>	<u>443,700</u>
	<u>16</u>	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>		<u>16</u>	<u>218,200</u>	<u>261,700</u>	<u>292,000</u>	<u>331,000</u>	<u>357,400</u>	<u>391,700</u>	<u>444,900</u>
	<u>17</u>	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>		<u>17</u>	<u>219,400</u>	<u>262,800</u>	<u>293,200</u>	<u>332,400</u>	<u>358,800</u>	<u>393,200</u>	<u>446,100</u>
	<u>18</u>	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>		<u>18</u>	<u>221,000</u>	<u>263,900</u>	<u>294,500</u>	<u>334,100</u>	<u>360,500</u>	<u>395,000</u>	<u>447,400</u>
	<u>19</u>	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>		<u>19</u>	<u>222,600</u>	<u>265,000</u>	<u>295,700</u>	<u>335,700</u>	<u>362,100</u>	<u>396,700</u>	<u>448,700</u>
	<u>20</u>	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>		<u>20</u>	<u>224,100</u>	<u>266,100</u>	<u>296,900</u>	<u>337,300</u>	<u>363,700</u>	<u>398,300</u>	<u>449,900</u>
	<u>21</u>	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>		<u>21</u>	<u>225,600</u>	<u>267,000</u>	<u>297,900</u>	<u>338,700</u>	<u>364,800</u>	<u>400,000</u>	<u>451,100</u>
	<u>22</u>	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>		<u>22</u>	<u>227,200</u>	<u>268,000</u>	<u>299,100</u>	<u>340,400</u>	<u>366,300</u>	<u>401,400</u>	<u>451,900</u>
	<u>23</u>	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>		<u>23</u>	<u>228,800</u>	<u>269,000</u>	<u>300,300</u>	<u>342,100</u>	<u>367,800</u>	<u>402,800</u>	<u>452,700</u>
	<u>24</u>	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>		<u>24</u>	<u>230,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,600</u>	<u>343,700</u>	<u>369,300</u>	<u>404,200</u>	<u>453,500</u>
	<u>25</u>	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>		<u>25</u>	<u>232,000</u>	<u>271,000</u>	<u>302,900</u>	<u>344,900</u>	<u>371,000</u>	<u>405,600</u>	<u>454,100</u>
	<u>26</u>	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>		<u>26</u>	<u>233,700</u>	<u>271,900</u>	<u>303,900</u>	<u>346,800</u>	<u>372,800</u>	<u>406,800</u>	<u>454,700</u>
	<u>27</u>	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>		<u>27</u>	<u>235,000</u>	<u>272,700</u>	<u>304,900</u>	<u>348,500</u>	<u>374,400</u>	<u>408,000</u>	<u>455,300</u>
	<u>28</u>	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>		<u>28</u>	<u>236,300</u>	<u>273,600</u>	<u>305,900</u>	<u>350,100</u>	<u>376,100</u>	<u>409,000</u>	<u>455,900</u>
	<u>29</u>	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>		<u>29</u>	<u>237,600</u>	<u>274,400</u>	<u>307,000</u>	<u>351,600</u>	<u>377,500</u>	<u>410,100</u>	<u>456,600</u>
	<u>30</u>	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>		<u>30</u>	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>	<u>308,200</u>	<u>353,200</u>	<u>378,800</u>	<u>411,300</u>	<u>457,400</u>
	<u>31</u>	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>		<u>31</u>	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>	<u>309,300</u>	<u>354,800</u>	<u>380,000</u>	<u>412,400</u>	<u>457,800</u>
	<u>32</u>	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>		<u>32</u>	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>	<u>310,500</u>	<u>356,400</u>	<u>381,400</u>	<u>413,500</u>	<u>458,500</u>
	<u>33</u>	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>		<u>33</u>	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>	<u>311,600</u>	<u>358,100</u>	<u>382,500</u>	<u>414,200</u>	<u>459,000</u>
	<u>34</u>	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>		<u>34</u>	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>	<u>312,900</u>	<u>359,900</u>	<u>383,400</u>	<u>414,900</u>	<u>459,400</u>
	<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>		<u>35</u>	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>	<u>314,200</u>	<u>361,700</u>	<u>384,400</u>	<u>415,500</u>	<u>459,800</u>

改 正 前									改 正 後								
	<u>36</u>	233,300	269,300	<u>305,200</u>	352,800	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	447,800		<u>36</u>	244,800	279,600	<u>315,500</u>	<u>363,500</u>	<u>385,400</u>	<u>416,200</u>	<u>460,200</u>
	<u>37</u>	234,400	270,000	<u>306,500</u>	354,300	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	448,200		<u>37</u>	245,800	280,300	<u>316,700</u>	<u>365,000</u>	<u>386,200</u>	<u>416,800</u>	<u>460,600</u>
	<u>38</u>	235,400	270,800	<u>307,800</u>	355,700	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	448,600		<u>38</u>	246,700	281,100	<u>318,000</u>	<u>366,400</u>	<u>387,100</u>	<u>417,400</u>	<u>460,900</u>
	<u>39</u>	236,400	271,600	<u>309,100</u>	357,100	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	449,000		<u>39</u>	247,600	281,800	<u>319,300</u>	<u>367,800</u>	<u>388,000</u>	<u>417,900</u>	<u>461,200</u>
	<u>40</u>	237,300	272,300	<u>310,400</u>	358,500	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	449,300		<u>40</u>	248,400	282,500	<u>320,600</u>	<u>369,200</u>	<u>388,800</u>	<u>418,300</u>	<u>461,500</u>
	<u>41</u>	238,200	273,000	<u>311,700</u>	360,000	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	449,600		<u>41</u>	249,200	283,200	<u>321,900</u>	<u>370,700</u>	<u>389,600</u>	<u>418,700</u>	<u>461,800</u>
	<u>42</u>	239,100	273,800	<u>313,000</u>	360,800	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	450,000		<u>42</u>	249,900	283,900	<u>323,100</u>	<u>371,500</u>	<u>390,400</u>	<u>418,900</u>	<u>462,100</u>
	<u>43</u>	239,900	274,600	<u>314,300</u>	361,800	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	450,300		<u>43</u>	250,500	284,600	<u>324,400</u>	<u>372,400</u>	<u>391,200</u>	<u>419,200</u>	<u>462,400</u>
	<u>44</u>	240,700	275,300	<u>315,400</u>	362,800	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	450,600		<u>44</u>	251,100	285,300	<u>325,500</u>	<u>373,400</u>	<u>391,900</u>	<u>419,500</u>	<u>462,700</u>
	<u>45</u>	241,400	276,000	<u>316,300</u>	363,700	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	450,900		<u>45</u>	251,800	286,000	<u>326,400</u>	<u>374,300</u>	<u>392,600</u>	<u>419,800</u>	<u>463,000</u>
	<u>46</u>	242,000	276,700	<u>317,600</u>	364,800	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>			<u>46</u>	252,400	286,600	<u>327,700</u>	<u>375,400</u>	<u>393,300</u>	<u>420,100</u>	
	<u>47</u>	242,600	277,400	<u>318,900</u>	365,700	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>			<u>47</u>	253,000	287,300	<u>329,000</u>	<u>376,300</u>	<u>394,000</u>	<u>420,400</u>	
	<u>48</u>	243,200	278,100	<u>320,200</u>	366,700	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>			<u>48</u>	253,600	287,900	<u>330,300</u>	<u>377,300</u>	<u>394,700</u>	<u>420,700</u>	
	<u>49</u>	243,800	278,800	<u>321,400</u>	367,600	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>			<u>49</u>	254,100	288,600	<u>331,400</u>	<u>378,200</u>	<u>395,200</u>	<u>420,900</u>	
	<u>50</u>	244,400	279,500	<u>322,700</u>	368,300	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>			<u>50</u>	254,700	289,200	<u>332,700</u>	<u>378,900</u>	<u>395,800</u>	<u>421,200</u>	
	<u>51</u>	245,000	280,200	<u>323,900</u>	369,000	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>			<u>51</u>	255,300	289,900	<u>333,900</u>	<u>379,600</u>	<u>396,400</u>	<u>421,400</u>	
	<u>52</u>	245,500	280,900	<u>325,100</u>	369,600	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>			<u>52</u>	255,800	290,600	<u>335,100</u>	<u>380,200</u>	<u>397,100</u>	<u>421,700</u>	
	<u>53</u>	246,000	281,500	<u>326,400</u>	370,000	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>			<u>53</u>	256,200	291,100	<u>336,400</u>	<u>380,600</u>	<u>397,500</u>	<u>421,900</u>	
	<u>54</u>	246,400	282,200	<u>327,500</u>	370,600	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>			<u>54</u>	256,600	291,700	<u>337,400</u>	<u>381,200</u>	<u>398,100</u>	<u>422,200</u>	
	<u>55</u>	246,700	282,800	<u>328,600</u>	371,300	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>			<u>55</u>	256,900	292,300	<u>338,500</u>	<u>381,800</u>	<u>398,700</u>	<u>422,500</u>	
	<u>56</u>	247,000	283,500	<u>329,700</u>	372,000	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>			<u>56</u>	257,200	293,000	<u>339,600</u>	<u>382,500</u>	<u>399,200</u>	<u>422,800</u>	
	<u>57</u>	247,300	284,100	<u>330,400</u>	372,300	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>			<u>57</u>	257,500	293,600	<u>340,300</u>	<u>382,800</u>	<u>399,600</u>	<u>423,000</u>	
	<u>58</u>	247,600	284,800	<u>331,300</u>	373,000	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>			<u>58</u>	257,800	294,200	<u>341,200</u>	<u>383,500</u>	<u>400,200</u>	<u>423,300</u>	
	<u>59</u>	247,900	285,400	<u>332,000</u>	373,700	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>			<u>59</u>	258,100	294,800	<u>341,900</u>	<u>384,200</u>	<u>400,800</u>	<u>423,600</u>	

改 正 前								改 正 後								
	<u>60</u>	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		<u>60</u>	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	<u>61</u>	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		<u>61</u>	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	<u>62</u>	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		<u>62</u>	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	<u>63</u>	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		<u>63</u>	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	<u>64</u>	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		<u>64</u>	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	<u>65</u>	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		<u>65</u>	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	<u>66</u>	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		<u>66</u>	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	<u>67</u>	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		<u>67</u>	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	<u>68</u>	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		<u>68</u>	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	<u>69</u>	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		<u>69</u>	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	<u>70</u>	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		<u>70</u>	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	<u>71</u>	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		<u>71</u>	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	<u>72</u>	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		<u>72</u>	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	<u>73</u>	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		<u>73</u>	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	<u>74</u>	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			<u>74</u>	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
	<u>75</u>	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			<u>75</u>	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
	<u>76</u>	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			<u>76</u>	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
	<u>77</u>	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			<u>77</u>	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
	<u>78</u>	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			<u>78</u>	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
	<u>79</u>	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			<u>79</u>	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
	<u>80</u>	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			<u>80</u>	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
	<u>81</u>	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			<u>81</u>	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
	<u>82</u>	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			<u>82</u>	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
	<u>83</u>	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			<u>83</u>	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		

改 正 前								改 正 後								
	<u>84</u>	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			<u>84</u>	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
	<u>85</u>	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			<u>85</u>	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
	<u>86</u>	256,000	297,100	346,000					<u>86</u>	266,200	305,800	355,700				
	<u>87</u>	256,300	297,400	346,400					<u>87</u>	266,500	306,100	356,100				
	<u>88</u>	256,600	297,700	346,800					<u>88</u>	266,800	306,400	356,500				
	<u>89</u>	256,900	298,000	347,000					<u>89</u>	267,100	306,700	356,700				
	<u>90</u>	257,200	298,300	347,400					<u>90</u>	267,400	307,000	357,100				
	<u>91</u>	257,500	298,600	347,800					<u>91</u>	267,700	307,300	357,500				
	<u>92</u>	257,800	299,000	348,200					<u>92</u>	268,000	307,600	357,900				
	<u>93</u>	258,100	299,200	348,400					<u>93</u>	268,300	307,800	358,100				
	<u>94</u>		299,400	348,800					<u>94</u>		308,000	358,400				
	<u>95</u>		299,700	349,200					<u>95</u>		308,300	358,800				
	<u>96</u>		300,100	349,500					<u>96</u>		308,700	359,100				
	<u>97</u>		300,300	349,800					<u>97</u>		308,900	359,400				
	<u>98</u>		300,600	350,200					<u>98</u>		309,200	359,800				
	<u>99</u>		301,000	350,600					<u>99</u>		309,500	360,200				
	<u>100</u>		301,400	351,000					<u>100</u>		309,900	360,600				
	<u>101</u>		301,600	351,500					<u>101</u>		310,100	361,100				
	<u>102</u>		301,900	351,900					<u>102</u>		310,400	361,500				
	<u>103</u>		302,200	352,300					<u>103</u>		310,700	361,900				
	<u>104</u>		302,500	352,700					<u>104</u>		311,000	362,300				
	<u>105</u>		302,700	353,200					<u>105</u>		311,200	362,800				
	<u>106</u>		303,000	353,600					<u>106</u>		311,500	363,200				
	<u>107</u>		303,300	353,900					<u>107</u>		311,800	363,500				

改 正 前								改 正 後								
	<u>108</u>		303,600	354,200					<u>108</u>		312,100	363,800				
	<u>109</u>		303,800	354,700					<u>109</u>		312,300	364,200				
	<u>110</u>		304,200						<u>110</u>		312,600					
	<u>111</u>		304,600						<u>111</u>		313,000					
	<u>112</u>		304,900						<u>112</u>		313,300					
	<u>113</u>		305,100						<u>113</u>		313,500					
	<u>114</u>		305,300						<u>114</u>		313,700					
	<u>115</u>		305,600						<u>115</u>		314,000					
	<u>116</u>		306,000						<u>116</u>		314,400					
	<u>117</u>		306,200						<u>117</u>		314,600					
	<u>118</u>		306,400						<u>118</u>		314,800					
	<u>119</u>		306,700						<u>119</u>		315,100					
	<u>120</u>		307,000						<u>120</u>		315,400					
	<u>121</u>		307,400						<u>121</u>		315,700					
	<u>122</u>		307,600						<u>122</u>		315,900					
	<u>123</u>		307,900						<u>123</u>		316,200					
	<u>124</u>		308,200						<u>124</u>		316,500					
	<u>125</u>		308,500						<u>125</u>		316,800					
定年前再任		基準給料	定年前再任	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料							
用短時間勤		月額	用短時間勤	月額	月額	月額	月額	月額	月額							
務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	務職員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 別表第1は、縮小して表示しています。

第2条 紀の川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(通勤手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。）</p> <p>ア～シ 略</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上_____である職員 38,700円</p> <p>(新設)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。）</p> <p>ア～シ 略</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上<u>65</u>キロメートル未満である職員 38,700円</p> <p>セ 使用距離が片道65キロメートル以上<u>70</u>キロメートル未満である職員 42,200円</p> <p>ソ 使用距離が片道70キロメートル以上<u>75</u>キロメートル未満である職員 45,700円</p> <p>タ 使用距離が片道75キロメートル以上<u>80</u>キロメートル未満である職員 49,200円</p> <p>チ 使用距離が片道80キロメートル以上<u>85</u>キロメートル未満である職員 52,700円</p> <p>ツ 使用距離が片道85キロメートル以上<u>90</u>キロメートル未</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(3) 略 3~6 略 (期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4・5 略 (勤勉手当)</p>	<p><u>満である職員 56, 200円</u> <u>テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 59, 600円</u> <u>ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 63, 000円</u> <u>ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 66, 400円</u></p> <p>(3) 略 3~6 略 (期末手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ~ (4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。</p> <p>4・5 略 (勤勉手当)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>第26条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

(紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（平成17年紀の川市条例第46号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(市長等の給与)	(市長等の給与)

改 正 前	改 正 後
<p>第2条 略 2~4 略</p> <p>5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については<u>100分の172.5</u> <u>_____とする。</u></p>	<p>第2条 略 2~4 略</p> <p>5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u>とする。</p>

第4条 紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(市長等の給与)</p> <p>第2条 略 2~4 略</p> <p>5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、<u>6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5</u> <u>_____とする。</u></p>	<p>(市長等の給与)</p> <p>第2条 略 2~4 略</p> <p>5 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、給与条例の適用を受ける一般職の職員の期末手当の支給の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、給料の月額に100分の40を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については<u>100分の175</u> <u>_____とする。</u></p>

(紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後								
<p>(給与の特例)</p> <p>第7条 略 2・3 略</p> <p>4 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項、第25条第2項及び第26条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と_____、給与条例第26条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と_____する。</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">号給</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">392,000円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	392,000円	<p>(給与の特例)</p> <p>第7条 略 2・3 略</p> <p>4 特定任期付職員に対する給与条例第24条第1項、第25条第2項及び第26条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第26条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">号給</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">405,000円</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	405,000円
号給	給料月額								
1	392,000円								
号給	給料月額								
1	405,000円								

改 正 前		改 正 後	
2	440,000円	2	455,000円
3	492,000円	3	508,000円
4	555,000円	4	574,000円
5	634,000円	5	655,000円

別表第2 (第8条関係)	
職務の級	給料月額
1級	183,500円
2級	220,000円
3級	253,200円
4級	274,300円
5級	303,200円
6級	326,600円
7級	356,900円

別表第2 (第8条関係)	
職務の級	給料月額
1級	195,800円
2級	232,000円
3級	263,900円
4級	285,200円
5級	314,100円
6級	337,900円
7級	368,500円

第6条 紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特定期付職員に対する給与条例第24条第1項、第25条第2項及び第26条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定め</p>	<p>(給与の特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 特定期付職員に対する給与条例第24条第1項、第25条第2項及び第26条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第24条第1項中「第28条第1項の規定に基づく規則で定め</p>

改 正 前	改 正 後
<p>る職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第26条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。</p>	<p>る職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員」とあるのは「第28条第1項の規定に基づく規則で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員及び紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年紀の川市条例第20号）第2条第1項の規定により採用された職員」と、給与条例第25条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第26条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。</p>

(紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第7条 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀の川市条例第42号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当の支給) 第7条 略 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については100分の230</p> <p>とする。</p>	<p>(期末手当の支給) 第7条 略 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235とする。</p>

第8条 紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については、6月に支給する場合においては<u>100分の230</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の235</u>とする。</p>	<p>(期末手当の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当の算定の基礎として加算する額については、議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額とし、期末手当基礎額に乘じる割合については<u>100分の232.5</u> とする。</p>

| 23 |

(紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年紀の川市条例第12号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後																																
<p><u>別表第1 (第3条関係)</u></p> <p><u>給料表</u></p> <p style="text-align: center;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th><th style="text-align: center;"><u>1級</u></th><th style="text-align: center;"><u>2級</u></th><th style="text-align: center;"><u>3級</u></th></tr> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th><th style="text-align: center;">給料月額</th><th style="text-align: center;">給料月額</th><th style="text-align: center;">給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;"><u>183,500</u></td><td style="text-align: center;"><u>230,000</u></td><td style="text-align: center;"><u>265,300</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;"><u>184,600</u></td><td style="text-align: center;"><u>231,500</u></td><td style="text-align: center;"><u>266,300</u></td></tr> </tbody> </table>	職務の級	<u>1級</u>	<u>2級</u>	<u>3級</u>	号給	給料月額	給料月額	給料月額	1	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>	<u>265,300</u>	2	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	<u>266,300</u>	<p><u>別表第1 (第3条関係)</u></p> <p><u>給料表</u></p> <p style="text-align: center;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th><th style="text-align: center;"><u>1級</u></th><th style="text-align: center;"><u>2級</u></th><th style="text-align: center;"><u>3級</u></th></tr> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th><th style="text-align: center;">給料月額</th><th style="text-align: center;">給料月額</th><th style="text-align: center;">給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;"><u>195,800</u></td><td style="text-align: center;"><u>242,000</u></td><td style="text-align: center;"><u>276,300</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td><td style="text-align: center;"><u>196,900</u></td><td style="text-align: center;"><u>243,300</u></td><td style="text-align: center;"><u>277,300</u></td></tr> </tbody> </table>	職務の級	<u>1級</u>	<u>2級</u>	<u>3級</u>	号給	給料月額	給料月額	給料月額	1	<u>195,800</u>	<u>242,000</u>	<u>276,300</u>	2	<u>196,900</u>	<u>243,300</u>	<u>277,300</u>
職務の級	<u>1級</u>	<u>2級</u>	<u>3級</u>																														
号給	給料月額	給料月額	給料月額																														
1	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>	<u>265,300</u>																														
2	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	<u>266,300</u>																														
職務の級	<u>1級</u>	<u>2級</u>	<u>3級</u>																														
号給	給料月額	給料月額	給料月額																														
1	<u>195,800</u>	<u>242,000</u>	<u>276,300</u>																														
2	<u>196,900</u>	<u>243,300</u>	<u>277,300</u>																														

改 正 前				改 正 後			
3	185, 800	233, 000	267, 300	3	198, 100	244, 700	278, 300
4	186, 900	234, 500	268, 300	4	199, 200	246, 100	279, 300
5	188, 000	236, 000	269, 300	5	200, 300	247, 500	280, 300
6	189, 700	237, 500	270, 300	6	202, 000	248, 900	281, 300
7	191, 300	239, 000	271, 300	7	203, 600	250, 300	282, 200
8	192, 900	240, 500	272, 300	8	205, 200	251, 700	283, 200
9	194, 500	242, 000	273, 300	9	206, 700	253, 100	284, 200
10	196, 200	243, 400	274, 300	10	208, 400	254, 300	285, 200
11	197, 800	244, 800	275, 300	11	210, 000	255, 600	286, 200
12	199, 400	246, 200	276, 400	12	211, 600	256, 900	287, 200
13	201, 000	247, 400	277, 400	13	213, 100	258, 100	288, 200
14	202, 700	248, 600	278, 700	14	214, 800	259, 300	289, 500
15	204, 400	249, 800	280, 000	15	216, 500	260, 500	290, 800
16	206, 100	251, 000	281, 200	16	218, 200	261, 700	292, 000
17	207, 400	252, 100	282, 500	17	219, 400	262, 800	293, 200
18	209, 000	253, 200	283, 800	18	221, 000	263, 900	294, 500
19	210, 600	254, 300	285, 000	19	222, 600	265, 000	295, 700
20	212, 100	255, 400	286, 200	20	224, 100	266, 100	296, 900
21	213, 600	256, 400	287, 300	21	225, 600	267, 000	297, 900
22	215, 200	257, 400	288, 500	22	227, 200	268, 000	299, 100
23	216, 800	258, 400	289, 800	23	228, 800	269, 000	300, 300
24	218, 400	259, 400	291, 100	24	230, 400	270, 000	301, 600
25	220, 000	260, 400	292, 400	25	232, 000	271, 000	302, 900
26	221, 700	261, 300	293, 400	26	233, 700	271, 900	303, 900

改 正 前				改 正 後			
27	223, 000	262, 200	294, 400	27	235, 000	272, 700	304, 900
28	224, 300	263, 100	295, 500	28	236, 300	273, 600	305, 900
29	225, 600	263, 900	296, 600	29	237, 600	274, 400	307, 000
30	226, 700	264, 700	297, 800	30	238, 700	275, 200	308, 200
31	227, 800	265, 500	298, 900	31	239, 800	276, 000	309, 300
32	228, 900	266, 300	300, 100	32	240, 900	276, 700	310, 500
33	230, 000	267, 000	301, 300	33	242, 000	277, 400	311, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	34	242, 900	278, 200	312, 900
35	232, 200	268, 600	303, 900	35	243, 800	279, 000	314, 200
36	233, 300	269, 300	305, 200	36	244, 800	279, 600	315, 500
37	234, 400	270, 000	306, 500	37	245, 800	280, 300	316, 700
38	235, 400	270, 800	307, 800	38	246, 700	281, 100	318, 000
39	236, 400	271, 600	309, 100	39	247, 600	281, 800	319, 300
40	237, 300	272, 300	310, 400	40	248, 400	282, 500	320, 600
41	238, 200	273, 000	311, 700	41	249, 200	283, 200	321, 900
42	239, 100	273, 800	313, 000	42	249, 900	283, 900	323, 100
43	239, 900	274, 600	314, 300	43	250, 500	284, 600	324, 400
44	240, 700	275, 300	315, 400	44	251, 100	285, 300	325, 500
45	241, 400	276, 000	316, 300	45	251, 800	286, 000	326, 400
46	242, 000	276, 700	317, 600	46	252, 400	286, 600	327, 700
47	242, 600	277, 400	318, 900	47	253, 000	287, 300	329, 000
48	243, 200	278, 100	320, 200	48	253, 600	287, 900	330, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	49	254, 100	288, 600	331, 400
50	244, 400	279, 500	322, 700	50	254, 700	289, 200	332, 700

改 正 前				改 正 後			
51	245, 000	280, 200	323, 900	51	255, 300	289, 900	333, 900
52	245, 500	280, 900	325, 100	52	255, 800	290, 600	335, 100
53	246, 000	281, 500	326, 400	53	256, 200	291, 100	336, 400
54	246, 400	282, 200	327, 500	54	256, 600	291, 700	337, 400
55	246, 700	282, 800	328, 600	55	256, 900	292, 300	338, 500
56	247, 000	283, 500	329, 700	56	257, 200	293, 000	339, 600
57	247, 300	284, 100	330, 400	57	257, 500	293, 600	340, 300
58	247, 600	284, 800	331, 300	58	257, 800	294, 200	341, 200
59	247, 900	285, 400	332, 000	59	258, 100	294, 800	341, 900
60	248, 200	286, 100	332, 800	60	258, 400	295, 500	342, 700
61	248, 500	286, 700	333, 600	61	258, 700	296, 100	343, 500
62	248, 800	287, 400	334, 000	62	259, 000	296, 700	343, 900
63	249, 100	288, 000	334, 600	63	259, 300	297, 200	344, 400
64	249, 400	288, 500	335, 300	64	259, 600	297, 700	345, 100
65	249, 700	289, 000	336, 100	65	259, 900	298, 200	345, 900
66	250, 000	289, 600	336, 800	66	260, 200	298, 800	346, 600
67	250, 300	290, 100	337, 500	67	260, 500	299, 300	347, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	68	260, 800	299, 900	347, 900
69	250, 900	291, 200	338, 600	69	261, 100	300, 300	348, 400
70	251, 200	291, 700	339, 200	70	261, 400	300, 800	349, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	71	261, 700	301, 300	349, 500
72	251, 800	292, 900	340, 300	72	262, 000	301, 900	350, 100
73	252, 100	293, 400	340, 600	73	262, 300	302, 400	350, 400
74	252, 400	293, 900	341, 100	74	262, 600	302, 800	350, 900

改 正 前				改 正 後			
75	252, 700	294, 300	341, 500	75	262, 900	303, 100	351, 200
76	253, 000	294, 600	341, 900	76	263, 200	303, 400	351, 600
77	253, 300	294, 800	342, 300	77	263, 500	303, 600	352, 000
78	253, 600	295, 100	342, 800	78	263, 800	303, 900	352, 500
79	253, 900	295, 300	343, 300	79	264, 100	304, 100	353, 000
80	254, 200	295, 600	343, 800	80	264, 400	304, 400	353, 500
81	254, 500	295, 800	344, 100	81	264, 700	304, 600	353, 800
82	254, 800	296, 000	344, 500	82	265, 000	304, 800	354, 200
83	255, 100	296, 300	344, 900	83	265, 300	305, 100	354, 600
84	255, 400	296, 500	345, 300	84	265, 600	305, 300	355, 000
85	255, 700	296, 800	345, 600	85	265, 900	305, 600	355, 300
86	256, 000	297, 100	346, 000	86	266, 200	305, 800	355, 700
87	256, 300	297, 400	346, 400	87	266, 500	306, 100	356, 100
88	256, 600	297, 700	346, 800	88	266, 800	306, 400	356, 500
89	256, 900	298, 000	347, 000	89	267, 100	306, 700	356, 700
90	257, 200	298, 300	347, 400	90	267, 400	307, 000	357, 100
91	257, 500	298, 600	347, 800	91	267, 700	307, 300	357, 500
92	257, 800	299, 000	348, 200	92	268, 000	307, 600	357, 900
93	258, 100	299, 200	348, 400	93	268, 300	307, 800	358, 100
94		299, 400	348, 800	94		308, 000	358, 400
95		299, 700	349, 200	95		308, 300	358, 800
96		300, 100	349, 500	96		308, 700	359, 100
97		300, 300	349, 800	97		308, 900	359, 400
98		300, 600	350, 200	98		309, 200	359, 800

改 正 前				改 正 後			
<u>9 9</u>		<u>3 0 1, 0 0 0</u>	<u>3 5 0, 6 0 0</u>	<u>9 9</u>		<u>3 0 9, 5 0 0</u>	<u>3 6 0, 2 0 0</u>
<u>1 0 0</u>		<u>3 0 1, 4 0 0</u>	<u>3 5 1, 0 0 0</u>	<u>1 0 0</u>		<u>3 0 9, 9 0 0</u>	<u>3 6 0, 6 0 0</u>
<u>1 0 1</u>		<u>3 0 1, 6 0 0</u>	<u>3 5 1, 5 0 0</u>	<u>1 0 1</u>		<u>3 1 0, 1 0 0</u>	<u>3 6 1, 1 0 0</u>
<u>1 0 2</u>		<u>3 0 1, 9 0 0</u>	<u>3 5 1, 9 0 0</u>	<u>1 0 2</u>		<u>3 1 0, 4 0 0</u>	<u>3 6 1, 5 0 0</u>
<u>1 0 3</u>		<u>3 0 2, 2 0 0</u>	<u>3 5 2, 3 0 0</u>	<u>1 0 3</u>		<u>3 1 0, 7 0 0</u>	<u>3 6 1, 9 0 0</u>
<u>1 0 4</u>		<u>3 0 2, 5 0 0</u>	<u>3 5 2, 7 0 0</u>	<u>1 0 4</u>		<u>3 1 1, 0 0 0</u>	<u>3 6 2, 3 0 0</u>
<u>1 0 5</u>		<u>3 0 2, 7 0 0</u>	<u>3 5 3, 2 0 0</u>	<u>1 0 5</u>		<u>3 1 1, 2 0 0</u>	<u>3 6 2, 8 0 0</u>
<u>1 0 6</u>		<u>3 0 3, 0 0 0</u>	<u>3 5 3, 6 0 0</u>	<u>1 0 6</u>		<u>3 1 1, 5 0 0</u>	<u>3 6 3, 2 0 0</u>
<u>1 0 7</u>		<u>3 0 3, 3 0 0</u>	<u>3 5 3, 9 0 0</u>	<u>1 0 7</u>		<u>3 1 1, 8 0 0</u>	<u>3 6 3, 5 0 0</u>
<u>1 0 8</u>		<u>3 0 3, 6 0 0</u>	<u>3 5 4, 2 0 0</u>	<u>1 0 8</u>		<u>3 1 2, 1 0 0</u>	<u>3 6 3, 8 0 0</u>
<u>1 0 9</u>		<u>3 0 3, 8 0 0</u>	<u>3 5 4, 7 0 0</u>	<u>1 0 9</u>		<u>3 1 2, 3 0 0</u>	<u>3 6 4, 2 0 0</u>
<u>1 1 0</u>		<u>3 0 4, 2 0 0</u>		<u>1 1 0</u>		<u>3 1 2, 6 0 0</u>	
<u>1 1 1</u>		<u>3 0 4, 6 0 0</u>		<u>1 1 1</u>		<u>3 1 3, 0 0 0</u>	
<u>1 1 2</u>		<u>3 0 4, 9 0 0</u>		<u>1 1 2</u>		<u>3 1 3, 3 0 0</u>	
<u>1 1 3</u>		<u>3 0 5, 1 0 0</u>		<u>1 1 3</u>		<u>3 1 3, 5 0 0</u>	
<u>1 1 4</u>		<u>3 0 5, 3 0 0</u>		<u>1 1 4</u>		<u>3 1 3, 7 0 0</u>	
<u>1 1 5</u>		<u>3 0 5, 6 0 0</u>		<u>1 1 5</u>		<u>3 1 4, 0 0 0</u>	
<u>1 1 6</u>		<u>3 0 6, 0 0 0</u>		<u>1 1 6</u>		<u>3 1 4, 4 0 0</u>	
<u>1 1 7</u>		<u>3 0 6, 2 0 0</u>		<u>1 1 7</u>		<u>3 1 4, 6 0 0</u>	
<u>1 1 8</u>		<u>3 0 6, 4 0 0</u>		<u>1 1 8</u>		<u>3 1 4, 8 0 0</u>	
<u>1 1 9</u>		<u>3 0 6, 7 0 0</u>		<u>1 1 9</u>		<u>3 1 5, 1 0 0</u>	
<u>1 2 0</u>		<u>3 0 7, 0 0 0</u>		<u>1 2 0</u>		<u>3 1 5, 4 0 0</u>	
<u>1 2 1</u>		<u>3 0 7, 4 0 0</u>		<u>1 2 1</u>		<u>3 1 5, 7 0 0</u>	
<u>1 2 2</u>		<u>3 0 7, 6 0 0</u>		<u>1 2 2</u>		<u>3 1 5, 9 0 0</u>	

改 正 前		改 正 後	
<u>123</u>	<u>307,900</u>	<u>123</u>	<u>316,200</u>
<u>124</u>	<u>308,200</u>	<u>124</u>	<u>316,500</u>
<u>125</u>	<u>308,500</u>	<u>125</u>	<u>316,800</u>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の紀の川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の市長給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）の規定、第7条の規定による改正後の紀の川市議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定及び第9条の規定による改正後の紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
 (給与、報酬又は費用弁償の内扱)
- 3 改正後の給与条例、改正後の市長給与条例、改正後の任期付条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の紀の川市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の紀の川市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例、第5条の規定による改正前の紀の川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第7条の規定による改正前の紀の川市議會議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は第9条の規定による改正前の紀の川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与、報酬又は費用弁償は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の市長給与条例、改正後の任期付条例、改正後の議員報酬条例又は改正後の会計年度給与条例の規定による給与、報酬又は費用弁償の内扱とみなす。

議案第92号

紀の川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

紀の川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとお
り制定するものとする。

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴
い、必要な事項を定めるため。

紀の川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和 年 月 日
条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）

第2条 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第93号

紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

紀の川市附属機関の設置等に関する条例（平成31年紀の川市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

障害福祉計画の改定に合わせて障害児福祉計画について一体的な調査及び審議が必要となるため。

紀の川市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市附属機関の設置等に関する条例（平成31年紀の川市条例第2号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 市長の附属機関		1 市長の附属機関	
附属機関の名称	担任する事務	附属機関の名称	担任する事務
略	略	略	略
紀の川市地域包括支援センター運営協議会	略	紀の川市地域包括支援センター運営協議会	略
紀の川市障害者基本計画等策定委員会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく <u>障害者基本計画及び</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく <u>障害福祉計画</u> <u>の策定についての調査及び審議に</u> する事務	障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく <u>障害者基本計画、</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく <u>障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児福祉計画</u> の策定についての調査及び審議にする事務	略
略	略	略	略

改 正 前	改 正 後
2 教育委員会の附属機関 表 略	2 教育委員会の附属機関 表 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第94号

紀の川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

紀の川市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年紀の川市条例第15号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

西山地区農業集落排水事業を紀の川市公共下水道事業に統合するため。

紀の川市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年紀の川市条例第15号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後																						
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 各事業の事業名称及び排水区域は、<u>別表第1</u>に定めるとおりとする。</p> <p>3 農業集落排水事業における処理場の名称及び位置は、<u>別表第2</u>に定めるとおりとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>別表第1</u> (第3条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>事業名称</th><th>排水区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>公共下水道事業</td><td>略</td></tr><tr><td>西山地区農業集落排水事業</td><td>紀の川市貴志川町西山、長原の一部</td></tr><tr><td>善田地区農業集落排水事業</td><td>略</td></tr></tbody></table> <p><u>別表第2</u> (第3条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>善田処理場</td><td>紀の川市桃山町善田741番地11、741番地12</td></tr></tbody></table>	事業名称	排水区域	公共下水道事業	略	西山地区農業集落排水事業	紀の川市貴志川町西山、長原の一部	善田地区農業集落排水事業	略	名称	位置	善田処理場	紀の川市桃山町善田741番地11、741番地12	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 各事業の事業名称及び排水区域は、<u>別表</u>に定めるとおりとする。</p> <p>3 農業集落排水事業における処理場の名称及び位置は、<u>次</u>に定めるとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>善田処理場</td><td>紀の川市桃山町善田741番地11、741番地12</td></tr></tbody></table> <p><u>別表</u> (第3条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>事業名称</th><th>排水区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>公共下水道事業</td><td>略</td></tr><tr><td>善田地区農業集落排水事業</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	善田処理場	紀の川市桃山町善田741番地11、741番地12	事業名称	排水区域	公共下水道事業	略	善田地区農業集落排水事業	略
事業名称	排水区域																						
公共下水道事業	略																						
西山地区農業集落排水事業	紀の川市貴志川町西山、長原の一部																						
善田地区農業集落排水事業	略																						
名称	位置																						
善田処理場	紀の川市桃山町善田741番地11、741番地12																						
名称	位置																						
善田処理場	紀の川市桃山町善田741番地11、741番地12																						
事業名称	排水区域																						
公共下水道事業	略																						
善田地区農業集落排水事業	略																						

改 正 前	改 正 後
西山処理場 紀の川市貴志川町西山1347番地1	
善田処理場 紀の川市桃山町善田741番地11、741番地12	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第95号

令和7年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度
紀の川市一般会計補正予算（第6号）について、議会の議決を求める。

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第96号

令和7年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第97号

令和7年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第98号

令和7年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第99号

令和7年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第100号

令和7年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第101号

令和7年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地

名 称 紀の川市青洲の里
所 在 地 紀の川市西野山473番地

2. 指定管理者となる団体の名称及び所在地

名 称 一般財団法人青洲の里
所 在 地 紀の川市西野山473番地

3. 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市青洲の里の指定管理者を指定したいため。

議案第103号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称及び所在地

名 称 紀の川市青洲の里農産物直売所

所 在 地 紀の川市西野山478番地1

2. 指定管理者となる団体の名称及び所在地

名 称 和歌山県農業協同組合

所 在 地 和歌山市美園町5丁目1番地の1

3. 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市青洲の里農産物直売所の指定管理者を指定したいため。

議案第104号

紀の川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、紀の川市道路線を下記のとおり認定するため、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	西井阪菅井3号線	紀の川市西井阪52番1地先	
		紀の川市西井阪52番8地先	
2	西井阪菅井4号線	紀の川市西井阪54番6地先	
		紀の川市西井阪54番11地先	

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

寄附により取得した開発道路を紀の川市道路線として認定するため。

議案第105号

紀の川市過疎地域持続的発展計画の改定について

紀の川市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり改定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

(紀の川市過疎地域持続的発展計画別紙添付)

提案理由

紀の川市過疎地域持続的発展計画を改定するため。

議案第106号

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年5月4日に発生した事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月11日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市道の管理瑕疵による事故について、当事者間の協議が調い和解をするため。

和解及び損害賠償の額の決定について

下記のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

記

1. 当事者 甲 和歌山県紀の川市 [REDACTED]

[REDACTED]
乙 紀の川市

2. 事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和5年5月4日（木）午前7時50分頃
(2) 事故発生場所 紀の川市古和田771番地1地先
(3) 事故の状況 乙が管理する市道下井阪古和田線において、甲所有車両（以下「本件車両」という。）が荷物の積み下ろしのために後進していたところ、前記市道路面が陥没し、本件車両右前輪が陥没部に落ち込んだことにより、本件車両のバンパー、車両底部等が損傷したもの

3. 和解条項

- (1) 乙は、甲に対し、甲が被った物的損害賠償のうち、本件車両の休車損害として38万4,664円及び倉庫損害192万円の合計230万4,664円の支払義務があることを認める。
(2) 乙は、甲に対し、前号に定める金員を、甲が指定する銀行口座へ直接振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

4. 損害賠償の額

230万4,664円